

○立命館アジア太平洋大学国内学生優秀者育英奨学金規程

2010年10月 6 日

規程第884号

(名称)

第1条 本学に国内学生優秀者育英奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

(目的)

第2条 奨学金は、学力優秀かつ学習意欲の旺盛な学部新入生を対象とし、入学後、学習の模範となる者を奨励し、援助することを目的とする。

(申請資格)

第3条 奨学金を申請することができる者は、次の各号を充たす者とする。

- (1) 本学の国内学生を対象とした入学試験を受験する者
- (2) 募集要項で定める時期に高等学校を卒業した者または卒業見込みである者

(給付額)

第4条 給付額は、授業料の全額に相当する額とする。

- 2 前項にかかわらず、文部科学省による高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）もしくは国内学生授業料減免のいずれか、または両方の適用を受け、授業料の減免を受ける者に対する給付額は、減免後の授業料に相当する額とする。
- 3 前項にかかわらず、文部科学省による高等教育の修学支援新制度または国内学生授業料減免の適格認定（家計）において、家計基準非該当となり、減免が停止された場合、当該停止期間における給付額は第1項に定める額とする。

(支給期間)

第5条 奨学金は、セメスターを単位として、修業年限までの期間に継続して支給する。

(募集)

第6条 募集は、入学試験要項の配布時に、受験者を対象に案内をする。

- 2 学生部長は、学生委員会の議を経て、毎年度の入学試験要項を決定するまでに募集要項および申請書式を定めるものとする。
- 3 募集要項には、本規程に定める事項ほか、必要な事項を明記しなければならない。また、ホームページを通じて公開する。

(申請)

第7条 奨学金の受給を希望する者は、入学試験の出願時に奨学金の受給を希望する旨を申告し、所定の申請書類を学生部長に提出しなければならない。

(選考および決定)

第8条 奨学金の選考および決定は、奨学金の受給を希望し、かつ入学試験に合格した者の中から、入学試験の成績または評価をもとに、入試判定委員会の議を経て、学生部長が行う。

(採用人数)

第9条 採用人数は、毎年度の予算の範囲内で募集要項で定める。

(支給)

第10条 採用者が、本学の1年次に入学した場合、奨学金を支給する。

(支給方法)

第11条 奨学金は、各セメスターの授業料請求において、授業料の納付額に充当する方法により支給する。ただし、入学時については、入学手続時納付金の納付額に充当する方法により支給する。

第12条 削除

(併給)

第13条 本奨学金は、他の授業料減免、奨学金等との併用または併給を妨げない。ただし、国内学生経済支援授業料減免を除く。

(異動)

第14条 本奨学金の受給者は、本人の住所その他、重要事項の変更があったときには、すみやかに学生部長に届けなければならない。

(受給資格の喪失)

第15条 本奨学金の受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、その時点から受給資格を失う。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 学則第32条の3第1項により懲戒を受けたとき。
- (4) 第1から第7セメスター終了時において学業成績が2セメスター期連続して次の各号のいずれかに該当したとき。
  - イ 修得単位数が別表1に定める単位数未満であること。
  - ロ セメスター期のGPAが3.0未満であること。
- (5) その他、受給者として適当でないと学生委員会が判断したとき。

2 奨学金の受給者が受給資格を失った場合には、学生部長は直ちに奨学金の支給を停止す

る。

3 受給資格を喪失したにもかかわらず、奨学金を支給したときは、学生部長は当該奨学金の返還を求めることができる。

(学業成績不良者に対する警告)

第15条の2 学生部長は、受給者の直前セメスター期の学業成績が前条第1項第4号各号のいずれかに該当することが判明した場合、受給者に対し、警告を行う。

(虚偽申請)

第16条 虚偽の申請等により受給資格がなかったことが支給後に判明したときは、本奨学金の受給者は受給した奨学金を返還しなければならない。

(奨学金の返還)

第17条 奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日より起算して1ヶ月以内に給付を受けた奨学金を一括して返還しなければならない。

(再支給)

第18条 第15条第1項第2号の休学により受給資格を喪失した者が復学した場合は、学生部長は奨学金の再支給を認める場合がある。

(実施細目)

第19条 本制度に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

#### 附 則

この規程は、2010年10月6日から施行し、2011年度入学者から適用する。

附 則 (2013年3月18日 受給資格の喪失事由の変更および学業成績不良者に対する警告の追加に伴う一部改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月25日 選考方法の変更に伴う改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2022年10月5日 給付額、併給禁止の対象となる奨学金および受給資格の喪失にかかる学業成績基準の変更に伴う一部改正)

この規程は、2022年10月5日から施行し、2023年度入学者から適用する。

別表1 (第15条関係)

(1セメスター期中の修得単位数)

第1セメスター	14単位
第2セメスター	14単位
第3セメスター	14単位
第4セメスター	14単位
第5セメスター	14単位
第6セメスター	14単位
第7セメスター	6単位